

離婚に関する市役所でのお手続きのご案内

<目次>

1 ページ 離婚届について

2 ページ 離婚届が受理されたら

3 ページ 離婚により、氏に変更になる方のお手続き

4 ページ お子さまがいる方

～子の戸籍を、離婚後の母または父の戸籍に移すには～
～お子さまに関するお手続き～

- 離婚届を届出する
- 離婚の際に称していた氏を称する届
- 国民年金 厚生年金の分割請求
- 国民健康保険
- 障害者手帳 犬の飼い主の変更
- 印鑑登録
- マイナンバーカード 署名用電子証明
- 国民年金 国民健康保険
- 後期高齢者医療資格確認書
- 介護保険被保険者証
- 障害者手帳
- 重度心身障害児等医療費受給者証
- 自立支援医療費(精神通院医療)受給者証
- 市営住宅 犬の飼い主の変更
- 図書利用券

- 入籍届
- マイナンバーカード
- 児童手当 子ども医療費受給者証
- ひとり親家庭等医療費受給者証
- 児童扶養手当 保育園・幼稚園等
- 就学援助 国民健康保険
- 障害者手帳 特別児童扶養手当
- 重度心身障害児等医療費受給者証
- 自立支援医療受給者証

※一般的な方の流れのご案内であり、個々のご事情により、更にお手続きが必要となる場合がございます。詳細につきましては、担当する部署へお問い合わせください。

離婚届について

○離婚届を届出する

種類	届出人	届出地	届出期間	共通で必要なもの	その他必要なもの	担当窓口
協議離婚	夫・妻	夫妻の本籍地 または 所在地の市区町村役場	確定後 10日以内	・窓口来庁者の 本人確認書類	調停調書の謄本 または 和解調書の謄本 または 認諾調書の謄本 ・審判書の謄本 ・確定証明書	市民課 低層棟1階 (tel)2998-9087 (fax)2998-9061
裁判離婚 (調停・和解・ 認諾)	原則申立人					
裁判離婚 (審判・判決)						

○離婚の際に称していた氏を称する届: 離婚日から3か月以内に届出できます。(離婚届と同時に提出可能)

離婚届が受理されたら

○国民年金 ○厚生年金の分割請求

令和8年4月改訂

レ	対象	必要な手続き	内容	担当窓口
---	----	--------	----	------

国民年金 第3号被保険者の方	第3号→第1号へ 国民年金の種別 変更	婚姻期間中に第3号被保険者であった場合は、種別変更の 手続きが必要です。 (必要なもの) ・基礎年金番号のわかるもの(年金手帳・基礎年金番号通 知書など)か、マイナンバーのわかるもの ・本人確認書類 ・配偶者の扶養をはずれた日を証明するもの (健康保険資格喪失証明など) ※婚姻期間中に第1号・第2号被保険者の方は離婚に伴う 種別変更の手続きは必要ありません。	市民課 (国民年金担当) 低層棟1階 (tel)2998-9095 (fax)2998-9061
離婚時の年金分割 について		「離婚分割」とは、離婚をした際に厚生年金保険の保険料 納付記録を当事者間で分割できる制度です。 年金事務所へお尋ねください。	所沢年金事務所 所沢市上安松 1152-1 (tel)2998-0170 (fax)2992-3119

【用語の説明】

第1号被保険者＝日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者やアルバイト、学生等の方

第2号被保険者＝厚生年金の加入者で年金保険料を給与天引きにより納付している方

第3号被保険者＝65歳未満の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

○国民健康保険

レ	対象	必要な手続 き	内容	担当窓口
	社会保険等を脱退し国 民健康保険に加入する 方(扶養から外れたとき)		健康保険資格喪失証明書等、本人確認書類をお持ちくださ い。申請時、マイナンバーを記入していただきます。	国民健康保険課 低層棟1階 (tel)2998-9131 (fax)2998-9061
	国民健康保険に加入し ている方	資格確認書 の氏名変更	資格確認書をお持ちください。	

○障害者手帳

レ	対象	必要な手続 き	内容	担当窓口
	障害者手帳を お持ちの方	障害者手帳 及び 障害福祉 サービスの 記載事項の 変更	障害者手帳及び受給者証の記載事項の変更を行います ので、以下の持ち物をご持参ください。 <必ず必要なもの> ・障害者手帳 ・マイナンバーのわかるもの <u>補助金等のサービスを利用されている方</u> ・変更した口座の情報がわかるもの (通帳等) ・各種受給者証	手帳の種類やご年齢によって 担当窓口が異なります。 下記を参照してください。
			手帳の種類やご年齢によって担当窓口が異なります。 身体障害者手帳または療育手帳(18歳以上)をお持ちの方	障害福祉課 高層棟1階 (tel)2998-9116(fax)2998-1147
			療育手帳(18歳未満)をお持ちの方	こども福祉課 高層棟2階 (tel)2998-9223(fax)2998-9035
			精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	保健センター健康管理課 こころの健康支援室 (所沢市上安松1224-1) (tel)2991-1812(fax)2995-1178

○犬の飼い主の変更

レ	対象	必要な手続 き	内容	担当窓口
	犬の飼い 主の登録 情報を変 更される 方	登録事項変 更届	新たに犬の飼い主になられた方及び飼い主の氏が変わる場合、 30日以内に届け出てください。住所地が所沢市外の場合、犬鑑札を持 参のうえ、新たな住所地で手続きをしてください。登録事項変更届は、 生活環境課窓口ほかホームページからもダウンロードできます。	生活環境課 高層棟5階 (tel)2998-9370 (fax)2998-9195

離婚により、氏が変わる方のお手続き

○印鑑登録 ○マイナンバーカード ○署名用電子証明 ○国民年金 ○国民健康保険

○後期高齢者医療資格確認書 ○介護保険被保険者証 ○障害者手帳 ○重度心身障害児等医療費受給者証

○自立支援医療費(精神通院医療)受給者証 ○市営住宅 ○図書利用券の氏の変更

レ	対象	必要な手続 き	内容	担当窓口
---	----	------------	----	------

印鑑登録を氏・氏名で登録している方	印鑑登録証の返却	氏の変更により、印鑑登録証が使えなくなります。印鑑登録証を返却してください。 ※変更後の氏を使った印鑑を登録する場合は、再度お手続きが必要です。	市民課 低層棟1階 (tel)2998-9087 (fax)2998-9061
マイナンバーカードをお持ちの方	氏の変更 署名用電子証明書の発行(搭載されている方)	変更後の氏名をカードに記載します。 また、e-Tax等で使用する署名用電子証明書が失効しますので、再発行の手続きが必要になります。 ※利用者証明用電子証明書については、手続き不要です。 マイナンバーカードをお持ちください。	
国民年金に加入している方		年金記録上の氏名は、原則として住民票変更後約1~2カ月で自動的に反映されますので届出は不要です。 ※日本年金機構にマイナンバーが未登録の方や住民票の住所との自動更新を止める手続きを同機構で行った方等は届出が必要です。 ※厚生年金(第2号被保険者)加入中の方については勤務先へご相談ください。	市民課 (国民年金担当) 低層棟1階 (tel)2998-9095 (fax)2998-9061 所沢年金事務所 所沢市上安松1152-1 (tel)2998-0170 (fax)2992-3119
国民健康保険に加入している方	資格確認書の氏の変更	資格確認書をお持ちください。	国民健康保険課 低層棟1階 (tel)2998-9131 (fax)2998-9061
後期高齢者医療資格確認書をお持ちの方	後期高齢者医療資格確認書の変更	後期高齢者医療資格確認書を送ります。	国民健康保険課 (後期高齢者医療担当) 低層棟1階 (tel)2998-9218 (fax)2998-9061
介護保険被保険者証をお持ちの方	被保険者証等の氏の変更	後日被保険者証等を送ります。	介護保険課 高層棟1階 (tel)2998-9420 (fax)2998-9410
障害者手帳をお持ちの方	障害者手帳・障害福祉サービスの氏の変更	2ページ目を参照してください。	
重度心身障害児等医療費受給者証をお持ちの方	受給者証の氏の変更	受給者証をお持ちください。	障害福祉課 高層棟1階 (tel)2998-9116 (fax)2998-1147
自立支援医療費(精神通院医療)受給者証をお持ちの方	受給者証の記載内容変更	自立支援医療費(精神通院医療)受給者証・マイナンバーのわかるものをお持ちください。 ◆次に該当する場合も届出が必要となります。併せてお手続きください。 ・住所変更が生じた方 ・資格確認証(旧保険証)が変更になった方 ※マイナ保険証(写し)または新しい資格確認書をご持参ください	保健センター健康管理課 こころの健康支援室 所沢市上安松1224-1 (tel)2991-1812 (fax)2995-1178
市営住宅にお住まいの方	入居者氏の変更届 世帯員変更届 入居承認申請書 収入額認定 市営住宅明渡届 等	離婚後の世帯構成等により、手続きが異なります。必ず右記までご連絡ください。	埼玉県住宅供給公社 川越支所 (tel)049-227-6418 (fax)049-233-5353
所沢図書館の利用券を持っている方	利用券の氏の変更	変更後の氏名を利用券に記入します。変更後の氏名が確認できる身分証明書と利用券を持って、お近くの図書館カウンターでお手続きください。	所沢図書館 (tel)2995-6311 (fax)2992-1421

お子さまがいる方

～子の戸籍を、離婚後の母または父の戸籍に移すには～

○入籍届

流れ	手続き場所	届に添付する書類	申請者・届出人	備考
1.離婚届受理				
2.子の氏変更許可	子の住所地を管轄する家庭裁判所	・離婚事項が記載された、子の戸籍謄本 ・入籍しようとする母(父)の戸籍謄本	子本人 (子が15歳未満の場合は、親権者が手続きをします)	戸籍謄本取得には、離婚の届出をしてから数週間かかります。 詳しくは戸籍担当へ

3.入籍届の届出	入籍者の本籍地又は届出人の所在地の市区町村役場の戸籍担当課	・子の氏変更許可審判書謄本	子本人 (子が15歳未満の場合は、親権者が手続きをします)	
----------	-------------------------------	---------------	----------------------------------	--

離婚の際、婚姻前の氏に戻した母(父)の戸籍に入籍をすると、子の氏も母(父)の氏になります。

～お子さまに関係するお手続き～

○児童手当 ○子ども医療費受給者証 ○ひとり親家庭等医療費受給者証 ○児童扶養手当 ○保育園・幼稚園等

○就学援助 ○国民健康保険 ○特別児童扶養手当 ○障害者手帳 ○重度心身障害児等医療費受給者証

○自立支援医療受給者証(精神通院医療)受給者証

レ	対象	必要な手続き	内容	担当窓口
	マイナンバーカードをお持ちの方	3ページ参照	3ページ参照 ※届出人については、入籍届と同じ	3ページ参照
	児童手当を受けている方	受給者の変更	詳しくはこども支援課へ	こども支援課 高層棟2階 (tel)2998-9124 (fax)2998-9035
	子ども医療費受給者証をお持ちの方	受給者の変更 受給者証の氏の変更	詳しくはこども支援課へ	
	ひとり親家庭等医療費受給者証を申請される方	申請手続き ※条件有	18歳以下のお子さまがいるひとり親家庭 ※お子さまが18歳になる年の年度末まで。お子さまに一定の障害がある場合は20歳未満まで。 詳しくはこども支援課へ	
	児童扶養手当を申請される方	申請手続き ※条件有	18歳以下のお子さまがいるひとり親家庭 ※お子さまが18歳になる年の年度末まで。お子さまに一定の障害がある場合は20歳未満まで。 詳しくはこども支援課へ	
	保育園・幼稚園等に在園中・申請中のお子さま	認定内容の変更 手続き	詳しくは保育幼稚園課へ	保育幼稚園課 高層棟2階 (tel)2998-9126(fax)2998-9035
	就学援助を受けている方、申請される方	申請手続き ※条件有	所沢市立の小学校・中学校に通うお子さまがいる家庭 ※その他、条件有。詳しくは教育総務課へ	教育総務課 高層棟6階 (tel)2998-9232 (fax)2998-9128
	国民健康保険に加入しているお子さま	資格確認書の氏名変更	資格確認書をお持ちください。	国民健康保険課 低層棟1階 (tel)2998-9131(fax)2998-9061
	特別児童扶養手当を受けている方	受給者の変更	詳しくはこども福祉課へ	こども福祉課 高層棟2階 (tel)2998-9223 (fax)2998-9035
	療育手帳をお持ちの18歳未満のお子さま	障害者手帳の氏の変更	障害者手帳をお持ちください。 詳しくはこども福祉課へ	
	18歳未満の障害福祉サービスをご利用されている方 (精神障害者の方を除く)	障害福祉サービスの氏の変更	詳しくはこども福祉課へ	
	身体障害者手帳をお持ちのお子さま	障害者手帳・障害福祉サービスの氏の変更	障害者手帳をお持ちください。 詳しくは障害福祉課へ	障害福祉課 高層棟1階 (tel)2998-9116(fax)2998-1147
	重度心身障害児等医療費受給者証をお持ちのお子さま	受給者証の氏の変更	詳しくは障害福祉課へ	
	自立支援医療費(精神通院医療)受給者証をお持ちの方	受給者証の記載内容変更	詳しくはこころの健康支援室へ (所沢市上安松1224-1)	保健センター健康管理課 こころの健康支援室 (tel)2991-1812(fax)2995-1178